

# 令和4年度ニホンザル生息状況調査業務委託仕様書

長野県 林務部 鳥獣対策室

## 1 目的

県が鳥獣保護管理法に基づき策定している第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンザル管理（以下、現計画という））では、科学的・計画的な保護管理により、ニホンザルと人とが緊張感あるすみ分けを図ることにより、「ニホンザル個体群の長期にわたる安定的な維持」及び「農林業被害の軽減と人身被害の防止」を図るとともに、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示されたSDGsの達成に資することを目的としている。

現計画の終期は令和5年度末となっていることから、新計画（第5期）を令和5年度に策定し、令和6年度から開始するため、当業務によりニホンザルの生息状況、被害状況、対策等の実態を把握し、新計画の目標設定、効果的な対策の検討に資する調査を行うことを目的とする。

## 2 適用

令和4年度ニホンザル生息状況調査業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）は、令和4年度ニホンザル生息状況調査に関する委託契約書（以下、「契約書」という。）の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

## 3 委託内容

### (1) 調査内容

#### ア 群れの生息状況

- ・群れの行動圏
- ・群れの個体数
- ・群れの性・年齢構成

#### イ 被害の実態

- ・被害の場所
- ・被害状況（被害作物の種類や物品、人身事故等）

### (2) 委託項目及び内容

委託項目等	内容
調査範囲	長野県内一円 なお、地域ごとの状況を整理する際には県内を10地域に分ける地域振興局の区分を用いる。

計画・立案	調査計画を立案し、調査計画書を作成する。
既存資料調査	<p>・ニホンザル（以下、サルという）の群れの数および群れ行動域、被害状況に関する既存資料を整理する。</p> <p>・既存資料の収集に当たっては、平成 29 年度特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）策定調査業務において収集した論文等を除くとともに、特に平成 30 年以降のもの（各種公共事業におけるサルの行動域調査結果、市町村が外部に委託した群れの行動域調査結果を含む）を中心に収集する。</p> <p>・基礎情報となる以下統計データの整理を行う。</p> <p>農林業被害データ 市町村被害防除計画（群れ行動域マップ、被害情報マップを含む） サルの捕獲数データ 堅果類豊凶調査データ</p> <p>隣接県におけるサルの群れ行動域、被害の増減、個体数の推定に用いたデータの種類、推定手法、推定された個体数の値、及びサルに係る第二種特定鳥獣管理計画の策定状況</p> <p>なお、全ての統計データについては、GIS ソフトで開くことのできるシェープファイル形式、KML ファイル形式、及び各情報に緯度経度およびメッシュ番号等を入力したエクセルファイルとして保存作成し、報告書とは別に活用できる形（CD-R などの電子媒体で）で納品すること。</p>
アンケート	<p>サルの生息や被害の状況について、1,000 者を対象にアンケートを実施し、集計を行う。集計データはエクセルファイルとして作成、保存する。</p> <p>アンケート様式は委託者と協議の上、受託者が作成し対象者に郵送により回答を依頼する。また、アンケートの回答においてさらに調査する必要があるものについては、受託者が回答者へ聞き取りを行うこと。</p> <p>1) アンケートの項目</p> <p>ア サルの確認場所</p> <p>イ サルの出没時期</p> <p>ウ 確認方法（目撃、人からの情報、痕跡等）</p> <p>エ サルの群れの様子（群れ行動域、確認時期、被害内容、その他必要な事項）</p>

	<p>オ サルによる被害の様子</p> <p>カ 実施している対策</p> <p>2) 対象者</p> <p>市町村、地域住民、農業協同組合、森林組合、猟友会各支部、鳥獣保護管理員、山小屋等</p>
捕獲調査票集計	<p>各市町村の個体数調整で提出された捕獲調査票およそ2,000件について、捕獲個体（雌雄、オトナ、ワカモノ、コドモ、アカンボウ）、捕獲位置、捕獲場所（山林及び農地）、及び捕獲時の使用猟具ごとに区分し、パソコンを使って入力・集計を行う。集計データはエクセルファイルとして作成、保存する。</p>
現地調査	<p>1) GPS付発信機による調査</p> <p>群れの個体にGPS付発信機を装着し、群れの移動経路、移動範囲等を詳細に把握</p> <p>ア 調査地区：上伊那・南信州・松本を重点に長野県が指定する地域</p> <p>イ 調査対象群数：長野県が指定する場所で、2群以上にGPS付発信機を装着</p> <p>・発信機は群れのオトナメスへの装着を基本とする。発信機による追跡は令和5年2月までの最低1ヶ月以上、データ回収は1回以上行うものとする。</p> <p>・発信機装着個体は、檻や麻酔銃により野生下の個体を捕獲するか、または市町村が実施する有害鳥獣捕獲で捕獲した個体の提供を受ける等により確保する。</p> <p>・個体死亡、発信機故障等で追跡不能となった場合は、その時点で発信機を脱落回収し、データ回収すること。</p>
各種マップの作製	<p>既存資料調査、アンケート、聞き取り調査等に基づき、以下のマップを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息分布メッシュ（2.5×2.5kmメッシュ）マップ</li> <li>・群れ行動域マップ（情報の精度で区分する）</li> <li>・5年前と比較した目撃・被害増減メッシュ（2.5×2.5kmメッシュ）マップ</li> <li>・市町村別被害額マップ（被害分布マップ）</li> <li>・市町村別捕獲頭数マップ（個体数調整）</li> <li>・被害対策実施マップ（各市町村から提出された侵入防止柵の設置箇所については、GIS上でポリラインとしてマップ</li> </ul>

	<p>に入力したうえで、柵の有無についてメッシュデータに変換すること。なお受託者は、過年度に委託者が実施した調査において取りまとめた侵入防止柵の位置図を、委託者に求めることができるものとする)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群れの行動域、被害状況、被害対策実施の相関性が分かるマップ</li> </ul> <p>なお、全ての統計データについては、GIS ソフトで開くことのできるシェープファイル形式、KMLファイル形式、及び各情報に緯度経度およびメッシュ番号等を入力したエクセルファイルとして保存作成し、報告書とは別に活用できる形（CD-Rなどの電子媒体）で納品すること。</p>
学識経験者の聞き取り調査	<p>サルの個体数推定算定方法について、学識経験者から聞き取りを実施し、県内に生息するサルの個体数を算出する。</p> <p>なお、個体数推定方法は報告書に記載すること。</p>
打合せ・協議	<p>初回、中間、最終の計3回を標準とする。</p>
解析・考察 報告書作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種既存資料調査、市町村防除計画、捕獲調査票などからサルの群れ行動域の把握、地図化等を行う。</li> <li>・被害の推移、被害対策の進展の有無などを調査、解析するとともに、聞き取り調査結果を加えて、被害防除計画策定、並びに実施上の課題、被害対策を進める上での今後の課題等の問題点について整理、解析し、市町村などを含めて今後課題の解決手法について検討する。</li> <li>・解析・考察の結果を報告書にとりまとめる。</li> </ul>

#### 4 業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後10日以内に業務に着手しなければならない。
- (2) この場合において、着手とは受託者が業務の実施のため委託者との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

#### 5 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に報告し協議するものとする。

## 6 地元関係者との交渉等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、委託者の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、仕様書の定め、あるいは委託者の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、委託者に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- (4) 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。  
なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

## 7 土地への立入り等

- (1) 受託者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、委託者及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。  
なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに委託者に報告し指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ委託者に報告するものとし、報告を受けた委託者は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。  
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は委託者が得るものとするが、委託者の指示がある場合は受託者はこれに協力しなければならない。
- (3) 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、委託者と協議により定めるものとする。

## 8 関係法令及び条例の遵守

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、鳥獣保護管理法、電波法、火薬取締法等関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 9 検査

- (1) 受託者は、契約書第7条第1項の規定により、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、委託者に提出していないなければならない。
- (2) 委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するもの

とする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備する。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

## 10 条件変更等

- (1) 委託者が受託者に対して業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を委託者に報告し、その確認を求めなければならない。

なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

- ア 現地への立ち入りが不可能となった場合。
- イ 天災その他の不可抗力による損害。
- ウ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

## 11 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務の契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 委託者と受託者が協議し、業務施工上必要があると認められる場合

## 12 安全等の確保

- (1) 受託者は、業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り業務実施中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする
- (5) 受託者は、業務の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

ア 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

イ 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

ウ 受託者は、業務箇所に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等によ

り囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。

エ 受託者は、業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

(6) 受託者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、委託者が指示する様式により事故報告書を速やかに委託者に提出し、委託者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

### 13 臨機の措置

(1) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を委託者に報告しなければならない。

(2) 委託者は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

### 14 委託業務完了報告書（成果品）について

(1) 成果品

ア 調査報告書（紙媒体） 1部

イ 調査報告書（電子媒体（CD-R等）） 2部（正・副）

ウ 調査資材及び資料等一式（シェープファイル等は電子媒体（CD-R等）を用いること）

(2) 提出期限及び提出先

成果品は、令和5年3月10日までに、林務部森林づくり推進課鳥獣対策室に提出するものとする。

(3) 中間報告

履行期間の途中であっても、必要に応じ、委託者は受託者に対して中間報告を求めることができるものとする。

(4) 著作権

本委託調査の報告書等の成果品の著作権は、委託者が所有するものとする。

### 15 関係機関等への手続き等

(1) 本事業に伴う関係機関への協議依頼等は委託者が行うこととする。

(2) 国有林内で捕獲を行う場合の入林届や国立公園等で捕獲を行う場合の自然公園法に基づく手続きについては、受託者が行うこととする。

(3) 仕様書に定めのない事項（様式や内容等）については、委託者と受託者が協議して決





(3) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。

(4) 受託者は、事業を履行するにあたり、第三者の損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。